

税務・人事労務ワンポイント( 392 )

## 今年の確定申告

税理士 嶋 賢治

申告者押印欄の廃止  
以外は昨年と大きな違  
いはありません。  
便利になった点とし  
ては、利用者が多く  
なっていた「ふるさと  
納税」に関し、申告が

簡素化されたことです。  
今までは、ワンストッ  
プ特例以外、申告書に  
その年に寄付した日  
付・自治体名・電話番  
号・寄付金額を領収書  
に従い個別に記入して  
いました。  
それがふるさと納税  
をポータルサイト経由  
でやった場合は、運営  
する14の特定事業者が  
年間の寄付を一括して  
「寄附金控除に関する  
証明書」として発行し  
てくれるようになりま  
した。

証明書の取得方法は、  
利用したポータルサイ  
ト上での電子発行、マ  
イナポータル連携での  
電子発行、又は郵送で  
の書面発行等のうち、  
利用したポータルサイ  
トが対応している方法  
から選択することにな  
ります。

次に収益の計上は、  
社会保険診療収入にみ  
られるように、入金し  
ていなくても金額が決  
定した時点で計上しな  
ければなりません。一  
般的に補助金・助成金  
も決定した時点で収益  
に計上しますが、コロ  
ナに関する助成金は、  
「すでに対応する経費  
が支出されているか  
ら」という理由で、決  
定を待たず、申請の段  
階で収益に計上しなけ  
ればなりません。  
そのコロナ感染拡大  
防止等支援事業補助金  
の交付を受けた医療機  
関等は、その補助金の  
中に含まれる消費税額

を返納する必要がある  
ので、その金額の報告  
を県の医療政策課から  
求められています。  
消費税は預かり金な  
ので、本体価格部分の  
みしか補助の対象にな  
りませんという税法上  
の考えから出た発想と  
思われます。  
金額の算出は消費税  
の本則課税を採用して  
いる医療機関しか必要  
でなく、消費税の課税  
対象となる健診や自由  
診療収入が年間5千万  
円超の医療機関以外は  
関係ありません。  
しかし自院が関係な  
いことを伝える必要が  
ありますので、消費税  
の課税対象者で簡易課  
税であれば仕入控除税  
額欄に「金0円」と記

入し、理由欄に「簡易  
課税制度のため」と記  
入してください。  
免税の医療機関はそ  
の旨を返答することに  
なります。

協会公式 YouTube で会員限定公開中！  
「2022 年の確定申告」

講師 嶋 賢治先生 (協会顧問税理士)

(主な内容)

- ・今年の確定申告の変更点、2021 年提出分のおさらい
- ・コロナ補助金・助成金の計上について
- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出について
- ・電子帳簿保存義務ー2年猶予
- ・ふるさと納税の申告簡素化

※詳細は同封の「YouTube 配信動画のご案内」をご覧ください

税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを  
協会ホームページで公開中



[https://www.vidro.gr.jp/one\\_point/](https://www.vidro.gr.jp/one_point/)

※無断転載禁止